

入札公告

府中市押立文化センターの自動販売機設置場所に係る行政財産の貸付について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月20日

府中市長 高野 律 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

府中市押立文化センター自動販売機設置場所貸付

(2) 物件の所在等

次表のとおり

物件番号	設置施設	貸付面積	台数	容器種別	月額貸付料 (固定額)	売上比例部分 最低料率
1	押立文化センター (府中市押立町5-4)	1 m ²	1	缶・PET等	3,184円	10%

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

(4) 貸付料

貸付料は、最低貸付料を定額部分とし、定額部分と売上額に応じた売上比例部分とを合算した金額とする。(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)

(5) 入札方法及び落札者の決定

売上比例部分最低料率以上の値で最高の値を入札した者を落札者とし、落札決定通知書で通知する。

(6) 入札に付する条件

「府中市押立文化センター自動販売機設置場所貸付一般競争入札参加要領」(以下「参加要領」という。)のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

日本国内に住所を有し、次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者

(2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその

者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月府中市条例第9号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員または構成員
- (5) (3)又は(4)に掲げる者から委託を受けた者、若しくは(3)又は(4)に掲げる者の関係団体の役職員又は構成員
- (6) 国税及び地方税を滞納している者
- (7) 公有財産賃貸借契約による自動販売機の運営の契約を令和6年1月20日から令和8年1月19日までの間に市若しくは国又は地方公共団体と数回以上にわたって締結した実績を有しない者

3 契約条項を示す場所

参加要領と一体のものとして、府中市市民協働推進部地域コミュニティ課押立文化センター（以下「押立文化センター」という。）において交付するほか、市ホームページに掲載する。

【押立文化センター】

住 所 府中市押立町5丁目4番地
電 話 042-488-4966 担当 山本
URL <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>
メールアドレス oshitate@city.fuchu.tokyo.jp

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を以下の期間中に次の場所まで提出すること。

(1) 参加申込期間

令和8年1月23日（金）から同年2月13日（金）まで（いずれの日も午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日、祝日及び臨時休館日を除く。）

(2) 提出場所

押立文化センター1階事務室

※郵送も可とするが、この場合も上記の日時内に必着すること。なお書留又は簡易書留としての郵送とする。詳細は参加要領のとおり。

5 質問等

この入札に関する説明会等を行わない。質問等があるときは、令和8年2月20日(金)午後5時までに押立文化センターの上記アドレスまで電子メールにて行うこと。回答は、電子メール等で個別に行う。

6 入札保証金 免除

7 入札の実施

入札参加申込後に市が発行する入札書を以下の期間中に次の場所まで提出すること。

(1) 入札期間

令和8年3月2日(月)から同年3月4日(水)まで(いずれの日も午前8時30分から午後5時まで)

(2) 提出場所

押立文化センター1階事務室

※郵送も可とするが、この場合も上記の日時内に必着すること。なお書留又は簡易書留としての郵送とする。詳細は参加要領のとおり。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月5日(木)午前10時

(2) 場所

押立文化センター2階会議室

9 その他

(1) 入札に参加する資格のない者の行った入札及び参加要領に違反した入札は無効とする。

(2) その他、詳細については参加要領による。